

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

下関市においては、「15歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子どもたち一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しつつ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子どもにも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013-2015」）

このため、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育む必要がある。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

(4) 求められる責務

◆教育委員会の責務（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(5) 基本的な認識

◆いじめは、「人権に関わる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）

- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(6) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童生徒の心情に寄り添った対応をする。

①日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

②日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

※「重大事態」については、4 重大事態への対応 (P.10) 参照

(7) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子どもの関わりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶をめざして互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子どもは、地域で育てる」ことをめざし、すべての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的

に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

- ・学校外での児童生徒の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

(8) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子どもの心身の成長過程に応じて、様々な人と関わり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、関わる中で、子どもが発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。（特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。）その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童生徒の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止をめざす。
- ・いじめられている児童生徒に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 本校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条より）

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 校内体制の確立

① 「吉見小いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。

- ・メンバーは管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任
- ・必要に応じて、本校の学校運営協議会の会長、PTA 会長、スクールカウンセラー、SSW、GA等の外部専門家を活用する。
- ・本組織の存在及び活動が、児童生徒・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。個々の児童生徒の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「吉見小いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

③ 教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告 … 学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

(3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

(4) 未然防止の取組

① 「心の教育」の充実

- ・ 道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・ 授業や学校行事における人と関わり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよく関わっていこうとする意欲や態度を育てる。

② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・ 児童生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・ 加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。
- ・ 常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③ 児童生徒の主体的な活動の充実

- ・ 児童会活動や生徒会活動、学校行事など、児童生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

④ 日常的な実態把握・関わり

- ・ 児童生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもと関わり、信頼関係を築く。

⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・ 学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑥ 中学校区での取組

- ・ 吉見中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・ 中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・ 小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

(5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・ 「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなければならない。

② 生活ノートや日記等からの情報収集

③ いじめアンケートの実施（児童生徒：毎週、保護者：毎月2回）

- ・ 週1回のアンケート調査を確実にを行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。
- ・ アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。

- ・アンケートの保管期間は、児童生徒が卒業後5年間とする。

④ いじめ相談箱の設置

⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

⑥ 悩みごと等の相談機関の周知

（6）解決に向けた取組

① 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「吉見小いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童生徒とその保護者への対応
 - b 加害児童生徒とその保護者への対応
 - c 他の児童生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりと事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子どもによって異なる。被害を訴えている子どもの心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童生徒とその保護者への対応

被害児童生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

加害児童生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童生徒への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒の指導や支援について、共に考える。（加害児童生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪等を相談する。

c 他の児童生徒及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題として捉えさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害児童生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
- ・保護者は、加害児童生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として捉え、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

● **別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）**

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② **中期・長期対応**

ア 当該児童生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該児童生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(7) **インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

① **未然防止**

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室（携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等に関するもの）への参加を促す。

② **初期対応**

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 関係機関との連携

- ・警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

(8) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することと判断する。

4 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。(法案に対する附帯決議の5)

(1) 重大事態発生の報告

- ・学校が「重大事態である」と判断した場合、速やかに下関市教育委員会に報告する。

※ 学校→教育委員会→市長

(2) 調査の主体の決定

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査組織を置くこととなる。
- ・調査の主体が学校と決定された場合、教育委員会の指導の下に、GAやCA、SSW等と協力し、いじめ防止対策委員会が調査を実施する。

(3) 調査の実施

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。

- ・ いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・ 調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。

※「**事実関係を明確にする調査**」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(4) 調査結果の報告

- ・ 調査結果を教育委員会（教育長）に報告する。

(5) いじめを受けた児童生徒やその保護者への情報提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。

(6) 調査結果による必要な措置

- ・ 調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

